

指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕事業運営規定

（事業目的）

第1条 社会福祉法人慶生会（以下「本会」という）が実施する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者（以下「通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕従業者」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕を提供することを目的とする。

（基本方針）

- 第2条 本事業の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。指定介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）、「大阪市通所サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 瑞光苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 大阪府大阪市生野区巽東4丁目11番10号

(従業者職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

事業所と従業員の管理及び業務管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員 2名 (常勤2名、非常勤0名うち、2名管理者・介護職員と兼務)
- 介護職員 10名 (常勤7名、非常勤0名うち、1名生活相談員と兼務)
- 看護職員 2名 (常勤2名、非常勤0名)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

通所介護従業者は、指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の業務に当たる。

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、やむを得ない事情より曜日の振替をすることができる。《12月31日～1月3日を除く》
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。ただし、必要に応じて時間延長もできる。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日40名とする。

(指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の内容)

第8条 (指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 食事サービス

- ③ 相談、援助等
- ④ 機能訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）
- ⑨ アクティビティ（介護予防）など

（利用料等）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定

に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、施設からの距離が2km以上で片道500円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、**590円**を徴収する。
- 5 おむつ代については、おむつの種類により実費を徴収する。
- 6 その他、（指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を文章により確認するものとする。
- 8 指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪市生野区、平野区の区域とする。

(居宅サービス計画に沿ったサービス提供)

第11条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(居宅サービス等変更の援助)

第12条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第13条 (指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕を提供した際には、当該の(指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕提供日及び内容、当該指定通所介護について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(通所介護計画の作成)

第13条 利用者の心身状況、通所介護への希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他のサービス選択に必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第16条 通所介護従業者、退職者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

第17条 提供した(指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した(指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕に関し、市町村が求める文書等の提出、提示や当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。又、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した（指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（会計の区分）

第18条 （指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の事業所ごとに経理を区分するとともに、（指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の事業会計とその他の事業会計を区分する。

（記録の整備）

第19条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（緊急時等における対応方法）

第20条 指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第21条 利用者に対するの（指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する（指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の範囲において速やかに行う。

（非常災害対策）

第22条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（地域との連携など）

第23条 （指定通所介護事業所〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行ない地域との交流を深める。

（通所介護の質の向上）

第24条 （指定通所介護事業所〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年2回

(身体拘束及び行動の制限)

第25条 本事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。尚、緊急やむを得ない場合は、本人若しくは身元引受人に説明を行い、必ず書面にて同意を得るものとする。

(高齢者虐待防止について)

第26条 本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じるものとする。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- ② 通所介護計画に基づき、適切な援助の実施に努める。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(附則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月19日から施行する。

この規定は平成19年2月1日から施行する。

この規定は平成19年7月1日から施行する。

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成25年11月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は平成31年4月1日から施行する。

この規定は令和元年10月1日から施行する。(介護報酬改定に伴う形式的変更のみ)

この規定は令和6年11月1日から施行する。